

【参考】県中小企業振興条例の特色、県・市町村条例の関係性について

1 県の中小企業振興条例の特色

- ・ 制定時に掲げた特色は次のとおり。
 - (1) 都道府県レベルの条例では、初めて、以下を規定。
 - 中小企業が担う「地域社会への貢献」の役割
 - 中小企業の振興における「民間金融機関」の役割
 - (2) 中小企業の振興における「小規模企業への配慮」を、独立した条項として規定。
 - (3) 経営基盤の強化、経営革新の促進、金融支援、人材育成・確保など、幅広い中小企業支援施策を規定。

2 県・市町村条例の関係性について

- ・ 条例は地方公共団体の区域内において効力を有するものである。当然、市町村が独自の条例制定後も、県条例は効力を有している。
- ・ 地方自治法第2条16項～17項によれば、県条例に違反した市町村条例は無効となる。ただし、県の中小企業振興条例は（県以外に）義務を課すものではないことから、違反することは現実的には発生しないと考えられる。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）抜粋
 第二条
 16 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。
 17 前項の規定に違反して行つた地方公共団体の行為は、これを無効とする。

- ・ 県条例における、各関係者の取組や努力義務は次のとおり。

中小企業者 (第6条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営及び取引条件の向上並びに従業員が仕事と生活の調和を図ることができる環境の整備その他の労働環境の整備に自主的に取り組む ・ まちづくりの推進を図る活動その他の地域社会の発展に資する活動を行い、及び中小企業団体の取組等それらの活動に協力するよう努めなければならない
中小企業団体 (第7条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動を通じて、中小企業者の経営及び取引条件の向上に取り組む
大企業者等 (第8条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業者との事業上の関係において、その事業の成長発展に配慮するよう努める
金融機関 (第9条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業者の特性及びその事業の状況を勘案した信用の供与、中小企業者の事業活動に有用な情報の提供その他の方法により中小企業者の経営の向上に配慮するよう努める
大学等 (第10条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人材の育成並びに研究開発及びその成果の普及における自主的な取組
県民 (第11条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業の振興に対する理解を深め（る）

※県の施策への協力は記載を省略